厚生労働省
鳥取労働局

Press Release

鳥 取 労 働 局 発 表
令和８年 10 月 29 日

担当	総務部　労働保険徴収室
	室　　長　　中 塚　　隆
	室 長 補 佐　　近 藤 真 理
	電 話　　0857-29-1700

１１月は、労働保険未手続事業一掃強化期間です

～県内 112 事業場が新規に未手続から加入　小規模農家への加入も進めます～

労働保険は、仕事中や通勤中の負傷、疾病から守る「労災保険」と、労働者の休業や失業生活から守る「雇用保険」の総称で、政府所管の保険制度です。農林水産業の一部を除き、法律に基づき労働者を一人でも雇用している事業主全てに加入が義務付けられています。

厚生労働省では、毎年 11 月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」と定め、労働保険の未手続事業の解消を図るため各関係機関等にも依頼して啓発活動を展開しています。

令和７年度は、鳥取県全体で 951 事業場で新規に労働保険の加入がありましたが、そのうち 112 事業場（11.8%）は、未手続のために鳥取労働局からの働きかけや職権での手続き等により加入されたものです。

労働保険の未加入は、労働者にも事業主にも重大な不利益を生じさせる場合があることから、鳥取労働局においても、今月、事業主団体等の広報誌に掲載依頼や啓発用リーフレットの配布、県内鳥取駅・倉吉駅・米子駅構内に設置してあるディスプレイへの電子広告や労働局ホームページに掲載等を行うこととしています。

また、令和８年７月に公布された改正労災保険法により、現在は任意適用となっている農林水産業の小規模な個人経営事業の一部について、労災保険の強制適用となる予定です（※）。鳥取労働局では、農作業中の死亡事故などもみられる中、法施行を待つことなく、農業分野で働く方々の労災保険の充実を図るため、任意適用制度の周知を進めてまいります。

※ 施行期日は、公布の日から起算して５年以内の政令で定める日とされ、令和 13 年４月１日を施行日とする政令案が、厚生労働省の労働政策審議会に諮問され、同日、「厚生労働省は、妥当と認める」との答申が行われています。

事業主のみなさまへ

労働保険の成立手続について

「労働保険」とは、**労災保険**（労働者災害補償保険）と**雇用保険**の総称です。
このリーフレットで、貴事業場における労働保険の**成立手続**の有無などをご確認の上、まずは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

労働保険の強制適用事業

常勤、パート、アルバイト等の名称や雇用形態にかかわらず、
労働者を１人でも雇っている事業は**強制適用事業**であり、
成立手続を行う義務があります。

※５人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業の一部については、強制適用事業場から除かれています。
※強制適用事業以外の事業でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます(任意加入制度)。

労働者とは？

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、
労働の対価としての**賃金が支払われる者**のことをいいます。

短時間労働者（パート、アルバイト等）について

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。
雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。
※法人の役員、同居の親族等は一定の場合を除き労災保険・雇用保険の対象となりません。

保険料は何に使われている？

◆ お支払いいただいた労働保険料は、労災保険と雇用保険で次のように使われています。

労災保険

労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、また、
病気になった場合や亡くなった場合に、**被災労働者やご遺族を保護**するための給付等を行っています。

※令和6年度は、約76万人に新規の「療養（補償）等給付」等を行い、約18万人に労災年金を支給しました。

雇用保険

労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、
また自ら教育訓練を受けた場合に、**生活・雇用の安定と就職の促進**を図るための給付等を行っています。

※令和6年度は、約115万人に新規の一般求職者給付（いわゆる失業手当）を行いました。

保険料の算出方法

◆労働保険料の額は、原則として以下により算出されます。

（全ての労働者に支払った賃金の額（賃金総額）※）×（保険料率）

※雇用保険率については、被保険者でない者の賃金は除かれます。

保険料は誰が負担する？

◆労働保険料は、労働者に支払う賃金の総額と保険料率（労災保険率＋雇用保険率）から決まります。

労働保険料のうち、**労災保険分**は**全額事業主負担**、
雇用保険分は**事業主と労働者双方の負担**になります。

※労災保険率及び雇用保険率は事業の種類ごとに定められています。

成立手続を怠っていると？

1．遡って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します

労働保険への成立手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料等の金額を決定します。

その際、労働保険料は手続を行っていなかった過去の期間についても遡って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料等や追徴金を支払っていただけない場合には、滞納者の財産に対して差押え等の処分を行います。

2．労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します

政府は、事業主が故意又は重大な過失により労災保険の成立手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた労働災害について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の限度で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

3．事業主の方のための助成金が受けられません

雇用調整助成金（休業等によって雇用維持を図る事業主に助成）や、特定求職者雇用開発助成金（高年齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成）などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の未納がある場合、受給できない可能性があります。

成立手続はどこでできる？

事業場の所在地を管轄する労働基準監督署及び公共職業安定所（ハローワーク）で行っております。手続を行っていない事業主の方は、速やかに労働基準監督署又は公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

労働基準監督署又は公共職業安定所の
所在地は右のQRコードから確認できます。

労働基準監督署

公共職業安定所
（ハローワーク）

労働保険料等の口座振替納付が可能です。

- 労働保険料及び一般拠出金を口座振替により納付いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。
- 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。
 厚生労働省ホームページ内検索ワード「労働保険　口座振替」

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所